

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 開 会	令和元年 6 月 5 日 13 : 30
閉 会	令和元年 6 月 5 日 14 : 40
2 場 所	委員会室
3 出席委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長（説明員）
6 職務出席者	議長、議会事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和元年第 3 回埴町議会定例会について 第 2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 令和元年第 3 回埴町議会定例会について</p> <p>(1)町長提出議案等について （総務課長が資料に基づき議案の説明及び人事に関し追加議案がある旨説明 内容省略） 委員長：提出議案について質疑はあるか。 （質疑なし） 委員長：総務課長説明は終わる。 （総務課長退室）</p> <p>(2)議員発議について 事務局長：過疎対策措置法が令和 3 年末に失効する事に伴い、新たな過疎対策法の要望をする意見書採択について福島県過疎地域市町村協議会より依頼があった。埴町議会では平成 20 年に同様の意見書を出しているの、その取扱いについて協議いただきたい。 委員長：意見書採択について、発議か発委のどちらで対応すべきか。 吉田委員：発議でよいのではないか。 委員長：前回同様議員発議とする。 事務局長：議員発議の場合、賛成者の議員を 2 名以上募る形となるため、協議いただきたい。 委員長：議会運営委員長が提出者とし、副委員長ほか議会運営委員が賛成者という形でどうか。 （全員異議なし） 委員長：そのような形で提出することとする。</p>

(3)一般質問について

事務局長：8名から通告があった。提出原文と整理したものをお配りした。必要に応じ訂正している。以下、訂正後のものを説明するが、原文と見比べてほしい。(以下通告順に説明 略)

委員長：訂正内容など問題ないか確認してほしい。

(各委員内容確認)

委員長：意見等あるか。

吉田委員：鈴木安次議員の質問は「第三セクター」ではなく、「株埜町振興公社」の方が良いのではないか。

鈴木(安)委員：指摘のとおりで質問意図になじむので、訂正いただきたい。

吉田委員：高縁議員のオスプレイ関連の質問は、一般質問として取扱いできるのか。

鈴木(安)委員：質問項目にある、埜町の上空を飛行する点や危険性を問うのは違和感がある。

小林委員：町政に関係しない一般質問なので、議会運営委員会でこの内容を削除すべきである。

副議長：オスプレイ関連は国家機密事項であるはず。町政レベルで一般質問すること自体が間違いである。

委員長：一般質問の内容を精査し、議会運営委員会で削除することが適当か疑問である。本件は委員全員に諮りたい。

(多数委員より本件削除の声あり)

委員長：では、高縁議員のオスプレイ関連一般質問は全て削除とする。議会運営委員会終了後に事務局より一報を入れていただきたい。

鈴木(安)委員：自分の質問事項の中で、「建設」とあるが「建設地」と変更したい。

(4)請願・陳情等について

委員長：事務局に説明させる。

事務局長：(陳情書9件を受理したことを説明)

(5)諸般の報告について

事務局長：6月3日に開催された福島県町村議会議長会定期総会にて、大縄議長が副会長に選出され、藤田一男議員、小林達信議員、鈴木孝則議員が功労者表彰を受賞した。慣例により報告冒頭で表彰伝達を行いたい。また例月出納検査報告書、東白衛生組合議会結果報告はタブレット、総務・経済常任委員会所管事務調査報告書は写し配布し、委員長報告としたい。

委員長：説明の通り決める。

(6)会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(事務局長が説明 詳細略)

委員長：意見等あるか。

吉田委員：当初予定としていた招集日が1日早まった理由は何かあったのか。

事務局長：町長が別組織の役職を兼ねており、その総会が入ったためである。

委員長：その他なければ、提案のとおりとする会期でよいか。

（異議なし）

委員長：提案のとおり会期を決定したい。

委員長：(7)その他あるか。

事務局長：定例会の招集日を執行部と議会で協議し、向こう1年間の招集日予定を全議員に示しているが、前回の3月定例会に引き続き今回の定例会も招集日が前倒しすることとなったため、召集予定日変更に伴う議会運営委員会の開催可否や、議員への連絡方法等協議いただき、今後の対応方法の例としたい。

小林委員：年間計画を執行部と議会で調整しているが、あくまで予定である。

鈴木(安)委員：町長日程等により招集日が当初予定より前後する事は仕方がない。

副議長：各議員とも予定としつつ、スケジュールを組んでいるはずで、予定日が前後する事が分かり次第、早急に連絡を入れる事が必要ではないか。

事務局長：次回対応方法として、事務局から議会運営委員長に電話連絡をして協議をし、当初予定が変更になる旨を全議員に議会運営委員長名でメール発信することで対応してよいか。

（全委員了承）

委員長：ではそのように対応する事としたい。

第2 全員協議会の開催について

（事務局が町から埴町健康増進計画中間評価及び高齢者調査に関するアンケート調査結果報告について開催の申し出がある旨を説明）

委員長：申し出のとおり6月10日午前10時から開催することでよいか。

（異議なし）

鈴木(茂)委員：議員任期最後となる行政視察の実施についても全員協議会内で議題として取り扱ってもらいたい。また、経済常任委員会所管事務調査でいわき及び県北方面の遠方視察を日帰りで実施する計画である。

議長：議長である私と、総務及び経済常任委員長から行政視察の案を出してもらおう形で話を進める形とする。

委員長：その他なければ、これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和元年 月 日

議会運営委員長